

## 第8期定時株主総会資料

( 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 )

- 事業報告
  - 「主要な事業内容」
  - 「主要な事業所」
  - 「使用人の状況」
  - 「主要な借入先の状況」
  - 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
  - 「株式の状況」
  - 「新株予約権等の状況」
  - 「会計監査人の状況」
  - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - 「会社の支配に関する基本方針」
  
- 連結計算書類
  - 「連結株主資本等変動計算書」
  - 「連結注記表」
  
- 計算書類
  - 「株主資本等変動計算書」
  - 「個別注記表」

第8期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

### 株式会社Q L S ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 1. 企業集団の現況

### (1) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、保育事業、介護福祉事業、人材派遣事業を主たる業務としております。

### (2) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

#### ① 当社

名 称	所在地
株式会社QLSホールディングス	大阪府大阪市

#### ② 子会社

会 社 名	所在地
株 式 会 社 ク オ リ ス	大阪府大阪市
株 式 会 社 ダ ウ イ ン	兵庫県尼崎市
株 式 会 社 エ ル サ ー ブ	沖縄県浦添市
株 式 会 社 和 み	埼玉県北足立郡
株式会社和みライフケア	大阪府大阪市

### (3) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
保育事業	656 (481) 名	95名増 (153名増)
介護福祉事業	351 (447)	33名増 (41名増)
人材派遣事業	14 (311)	3名増 (32名増)
その他事業	17 (25)	3名増 (5名増)
全社 ( 共通 )	31 (6)	2名増 (4名増)
合計	1,069 (1,270)	136名増 (235名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21 (-) 名	3名増 (-名)	32.7歳	4.4年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (4) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	490,000千円
株式会社紀陽銀行	148,394
株式会社三菱UFJ銀行	96,668
株式会社徳島大正銀行	30,028

### (5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 24,174,720株

② 発行済株式の総数 7,484,980株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は6,600株増加しております。

③ 株主数 2,498名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社GRIT	4,533千株	60.5%
雨田 武史	450	6.0
RE FUND 107-CLIENT AC	83	1.1
徳田克紀	62	0.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	56	0.7
光田 佳生	51	0.6
張 賀楠	36	0.4
住本 幸士	36	0.4
BBH LUX/BROUN BROTHERS HARRIMAN ( LUXEMBOURG ) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	35	0.4
大畑 清香	32	0.4

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員及び子会社の役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社及び子会社の使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2025年5月14日
新 株 予 約 権 の 数		725個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		当社普通株式 72,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 72,600円 (1株当たり 726円)
権 利 行 使 期 間		2027年5月15日から 2029年5月15日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 575個 目的となる株式数 57,500株 保有者数 3名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名

(注) 行使の条件は以下の通りです。

- i 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年3月期において、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ。）において、経常利益が800百万円以上、かつ、2026年3月期、2027年3月期の2期において、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、親会社株主に帰属する当期純利益が500百万円以上の場合に限り、本新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益、修正親会社株主に帰属する当期純利益をもって判定するものとする。
- ii 新株予約権者は、行使期間中といえども、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（執行役員を含む。）の地位（以下、「行使資格」という。）を失った場合は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会が正当と認める場合又は当社に対する貢献に鑑み、当社取締役会が特に認める場合は、行使資格を失ったときであっても引き続き、その権利を行使することができる。
- iii 新株予約権者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、かかる事由の発生時点以後、本新株予約権を行使することができない。
  - ①新株予約権者が、破産手続開始若しくは個人再生手続開始の申立てを受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
  - ②新株予約権者が、当社又は当社の子会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行なったと当社取締役会の決議により判断された場合その他の本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議により判断された場合
  - ③新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競争する行為（当該事業又は行為を行なう会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者、コンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行なった場合
- iv 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- v 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。
- vi 本新株予約権の1個未満の行使を行なうことはできない。
- vii 新株予約権者は、本新株予約権割当契約に違反した場合、本新株予約権を行使することはできない。

当事業年度中に子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況

第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2025年5月14日
新 株 予 約 権 の 数	子会社の役員及び使用人 775個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 77,500株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 72,600円 (1株当たり 726円)
権 利 行 使 期 間	2027年5月15日から 2029年5月15日まで
行 使 の 条 件	(注)

(注) 行使の条件は以下の通りです。

- i 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年3月期において、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ。）において、経常利益が800百万円以上、かつ、2026年3月期、2027年3月期の2期において、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、親会社株主に帰属する当期純利益が500百万円以上の場合に限り、本新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益、修正親会社株主に帰属する当期純利益をもって判定するものとする。
- ii 新株予約権者は、行使期間中といえども、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（執行役員を含む。）の地位（以下、「行使資格」という。）を失った場合は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会が正当と認める場合又は当社に対する貢献に鑑み、当社取締役会が特に認める場合は、行使資格を失ったときであっても引き続き、その権利を行使することができる。
- iii 新株予約権者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、かかる事由の発生時点以後、本新株予約権を行使することができない。
  - ①新株予約権者が、破産手続開始若しくは個人再生手続開始の申立てを受け、又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合

②新株予約権者が、当社又は当社の子会社の就業規則に定める諭旨解雇又は懲戒解雇の事由に該当した場合、これらに相当する行為を行なったと当社取締役会の決議により判断された場合その他の本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会の決議により判断された場合

③新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行なう会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者、コンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行なった場合

iv 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

v 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。

vi 本新株予約権の1個未満の行使を行なうことはできない。

vii 新株予約権者は、本新株予約権割当契約に違反した場合、本新株予約権を行使することはできない。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人コスモス

② 報酬等の額

(単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,200
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,200

(注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記報酬等の金額について、監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、相当と判断し、同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の会計監査の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会が中心となって各部門と連携し、当社グループのコンプライアンスに関する取組みを推進する。
  - ロ. 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的として、内部通報窓口及び相談窓口を設け、内部通報制度を整備する。
  - ハ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設ける。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制システムに関する監査を実施し、代表取締役社長に報告するとともに、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「機密情報管理規程」、その他の社内規程に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - ロ. リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定及び業務執行の監督を行なう。取締役会において付議すべき重要事項については「取締役会規程」、「職務権限規程」に規定した事項とする。
  - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」、「業務分掌規程」に基づき、これを明確にし、効率的な執行体制を整備する。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループで定める「コンプライアンス規程」を周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を行なう。
  - ロ. 内部監査室は、内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 取締役会は、監査等委員会と必要に応じて協議を行ない、監査等委員会の職務を補助する使用人を任命及び配置することができるものとする。
  - ロ. 監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制並びに当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、取締役会のほか業務執行の重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行なえる体制を整備する。
  - ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実を監査等委員会に報告し、不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合も速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社グループは、監査等委員会の職務の執行により生ずる費用等について、費用の前払等の請求を受けたとき、監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは、明らかに監査等委員会の職務に関係しないと認められるものが含まれる場合を除き、請求に基づき速やかに支払手続を行なう。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。
  - ロ. 取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会との意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備する。

ハ. 監査等委員会は、適時に会計監査人又は内部監査室と会合を行い、意見及び情報の交換を行なうとともに、必要に応じて会計監査人又は内部監査室に報告を求める体制を整備する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行なう。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、業務の適正を確保するための体制を構築し、内部統制システムを運用しております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討し、必要に応じて、社内規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。加えて、監査等委員会に重要会議への出席、稟議書の閲覧、代表者及び管理職者との意見交換等を通じて、情報提供を行なうことにより、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行なっておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況においても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	178,206	382,273	1,062,927	1,623,408	－	1,623,408
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	442	442		884		884
剰 余 金 の 配 当			△74,783	△74,783		△74,783
親会社株主に帰属する当期純利益			510,336	510,336		510,336
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)					14,691	14,691
当連結会計年度変動額合計	442	442	435,553	436,437	14,691	451,128
当連結会計年度末残高	178,649	382,715	1,498,480	2,059,845	14,691	2,074,536

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 連結子会社の名称  
株式会社クオリス  
株式会社ダウイン  
株式会社エルサーブ  
株式会社和み  
株式会社和みライフケア

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称  
QLS (THAILAND) CO., LTD.  
有限会社サニーベイル
- ・ 連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 会社等の名称  
QLS (THAILAND) CO., LTD.  
有限会社サニーベイル
- ・ 持分法を適用しない理由  
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～34年

車両運搬具 2年～5年

工具、器具及び備品 3年～15年

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

#### ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な繰延資産の処理基準

- ・ 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
- ・ 社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

##### ④ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

###### ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時の連結会計年度に一括して費用処理することとしております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は主に、保育、介護福祉、人材派遣の各サービスを提供したことによる収益であり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

・保育事業

保育事業においては、主に自治体との契約等に基づき保育所等の運営を行なうことにより、補助金等の収入を得ております。当該補助金等は、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育所等の運営を行なうことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、保護者との契約により園児等への保育サービスを提供する場合には保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなりますが、主に計算期間の単位を1か月とし、月単位で収益を認識しております。

・介護福祉事業

介護福祉事業においては、訪問型サービス、通所型サービス、及び入居型サービスを提供することにより収入を得ております。介護福祉サービスの提供によりサービスに対する支配が顧客に移転し、介護福祉サービス提供の進捗度に応じて履行義務が充足されることとなりますので、介護福祉サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

・人材派遣事業

人材派遣事業においては、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフを派遣先企業に派遣し、人

材派遣契約に合意された期間にわたって約束した派遣サービスを提供することにより収入を得ております。契約期間にわたり稼働時間の経過につれて履行義務が充足されることとなりますので、稼働時間を基に収益を認識しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

5～10年の定額法により償却しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に係る見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	144,611
有形固定資産	1,190,096
無形固定資産	107,706

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行ない、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結計算書類へ計上します。

固定資産のグルーピングは、原則として報告セグメント単位に、投資の意思決定を行なう事業を基礎としております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等と実績との比較、経営環境及び市場価格の状況など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行なっております。このうち、事業計画等は取締役会で承認されたものに基づいております。これには、当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく見積りが含まれます。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高いほうにより測定します。

事業計画の達成度合いは自治体の補助金制度や出生率、競合他社等の影響を受けるほか、自然災害や感染症をはじめとした予測困難な事象の発生に影響を受けるおそれがあるなど、不確実性が伴います。その

ため実績が事業計画から著しく下方に乖離するなどして、翌連結会計年度に新たな減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

建物及び構築物	162,204千円
土地	297,191千円
計	459,395千円

##### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	46,784千円
長期借入金	199,227千円
計	246,011千円

#### (2) 貸出コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行なうため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	600,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	200,000千円

### 4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失の内容は以下のとおりであります。

事業	用途	種類	場所	減損損失 (千円)
保育事業	保育所施設等	のれん、ソフトウェア 建物附属設備	千葉県市川市	1,148
介護福祉事業	介護福祉施設	建物附属設備	沖縄県那覇市	2,098
介護福祉事業	介護福祉施設	建物附属設備	千葉県佐倉市	1,676
介護福祉事業	介護福祉施設	建物附属設備	沖縄県那覇市	242
介護福祉事業	介護福祉施設	建物附属設備、のれん 長期前払費用	大阪府大阪市	139,445

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として施設、店舗等を基本単位としてグループイン  
グしております。

当連結会計年度において、投資の回収が見込めない施設、また、閉鎖の意思決定を行なった店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。  
 なお、投資資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、ゼロとして評価しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,484,980株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	74,783	10	2025年3月31日	2025年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	74,849	10	2026年3月31日	2026年6月29日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 110,110株

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入れにより行なっております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。社債及び借入金は、主に運転資金・設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日及び返済日は決算日後、最長で10年後であります。変動金利の社債及び借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利の変動リスク）の管理

借入金等については、市場金利の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

ハ. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金等については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
社債（※1）	120,000	120,000	—
長期借入金（※2）	1,177,820	1,177,601	△218
リース債務（※3）	124,039	113,095	△10,944

（※1）1年内返済予定の社債を含んでおります。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※3）1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

（※4）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

	当連結会計年度 (千円)
非連結子会社株式	38,430

上記については、市場価格のない株式等のため、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
社債（※1、4）	－	120,000	－	120,000
長期借入金（※2、4）	－	1,177,601	－	1,177,601
リース債務（※3）		113,095		113,095
計	－	1,410,697	－	1,410,697

(※1) 1年内返済予定の社債を含んでおります。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(※4) 契約ごとに分類した元利金の合計額を、新規に同様の社債発行又は借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額	合計
	保育事業	介護福祉 事業	人材派遣 事業	計			
売上高							
顧客との契約から 生じる収益	6,671,997	3,020,761	1,948,663	11,641,422	382,916	－	12,024,338
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への 売上高	6,671,997	3,020,761	1,948,663	11,641,422	382,916	－	12,024,338
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	－	－	1,163	1,163	－	△1,163	－
計	6,671,997	3,020,761	1,949,827	11,642,586	382,916	△1,163	12,024,338

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

⑥収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,336,688
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,395,478

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	275円20銭
(2) 1株当たりの当期純利益	68円22銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少の件)

持続的な成長と企業価値向上を実現するための経営戦略の一環として、適切な税制の適用を通じて財務健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、業績への影響についてもございません。また、発行済株式総数に変更はありません。

### (1) 減少する資本金の額

資本金の額178,649,024円を、168,649,024円減少して10,000,000円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合は、上記資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

### (2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月31日（予定）

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株 予 約 権	純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	178,206	148,206	148,206	4,429	263,828	268,257	594,671	－	594,671
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	442	442	442				884		884
剰 余 金 の 配 当				7,478	△82,262	△74,783	△74,783		△74,783
当 期 純 利 益					55,912	55,912	55,912		55,912
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								14,691	14,691
当 期 変 動 額 合 計	442	442	442	7,478	△26,349	△18,871	△17,987	14,691	△3,295
当 期 末 残 高	178,649	148,649	148,649	11,907	237,479	249,386	576,684	14,691	591,375

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 5～6年

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております
- ③ 株主優待引当金 株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金等になります。当社は、主にグループの経営管理等を行っており、顧客である子会社への契約内容に応じた役務を提供する義務を負っております。当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1か月で支払いを受けております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	92,757千円
関係会社株式評価損	61,587

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

関係会社株式については、市場価格がないため、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額を行ない、当期の損失として処理します。

② 主要な仮定

関係会社の純資産の回復可能性の判断については、関係会社の過年度における損益の状況、債務超過の程度、貸付金の回収状況、翌年度の予算などを考慮しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

関係会社の業績が想定を超えて悪化した場合には、評価損や引当金の計上が発生する可能性があり、翌年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社クオリス	261,953千円
株式会社エルサーブ	180,000千円

(2) 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	600,000千円
借入実行残高	400,000千円
差引額	200,000千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	537,199千円
-----	-----------

営業取引以外の取引高

8,739千円

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,773千円
未払事業税	2,742千円
退職給付引当金	428千円
一括償却資産	662千円
みなし配当相当額	17,907千円
関係会社株式評価損	19,381千円
その他	421千円
繰延税金資産小計	<u>43,317千円</u>
評価性引当額	<u>△37,288千円</u>
繰延税金資産合計	6,028千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 クオリス	所有 直接 100.0%	経営指導 管理業務の受託 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注) 1	426,489	関係会社 未収入金	104,837
				資金の貸付 (注) 2	155,000	関係会社 短期貸付金	980,000
				利息の受取 (注) 2	8,739	関係会社 未収収益	4,427
				債務保証 (注) 3	261,953	-	-
				被債務保証 (注) 4	685,082	-	-
子会社	株式会社 ダウイン	所有 直接 100.0%	経営指導 管理業務の受託 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注) 1	69,818	関係会社 未収入金	7,473
				被債務保証 (注) 4	30,028	-	-
子会社	株式会社 エルサーブ	所有 直接 100.0%	経営指導 管理業務の受託	経営指導料 の受取 (注) 1	22,744	関係会社 未収入金	3,371
				債務保証 (注) 3	180,000	-	-
子会社	株式会社 和み	所有 直接 100.0%	経営指導 管理業務の受託	経営指導料 の受取 (注) 1	7,810	関係会社 未収入金	3,120
子会社	株式会社 和みライフケア	所有 直接 100.0%	経営指導 管理業務の受託	経営指導料 の受取 (注) 1	10,335	関係会社 未収入金	6,159

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し決定しております。
2. 株式会社クオリスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証したものです。なお、保証料の受取は行なっておりません。取引金額は、当事業年度末の対象となる借入金残高を記載しております。
4. 被債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証を受けたものです。なお、保証料の支払は行なっておりません。取引金額は、当事業年度末の対象となる借入金残高を記載しております。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料であります。これから生じる収益は顧客との契約に従い計上しており、顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	77円05銭
(2) 1株当たりの当期純利益	7円47銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「9.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。